

(7) 戸田市笹目 6 丁目町会 会則 (案)

(名称と会員)

第 1 条 本会は、戸田市笹目 6 丁目町会と称し、事務所を会長宅に置く。

第 2 条 本会は、戸田市笹目 6 丁目町内に在住する世帯および法人をもって組織する。

(目的と事業)

第 3 条 本会は会員の福祉の増進と相互の親睦を図ると共に、地域の発展に寄与することをもって目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

(1) 市行政の周知徹底

(2) 町内会の生活環境の整備拡充

(3) 会員相互の共助活動

(4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(理事及び役員)

第 5 条 (1) 会長 1 名、副会長 若干名 (2) 理事若干名 (3) 会計 2 名 (4) 会計監査 2 名 (5) 組長 4 名副組長 4 名

第 6 条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

第 7 条 役員・理事および班長の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

(3) 理事は、各々の業務を担当する。

1. 庶務・企画・地区内各種団体の育成および事業のまとめを行う。

2. 社会教育・体育・青少年育成(子供育成)の指導、および文化教養に関する事業のまとめを行う。

3. 環境及び保健衛生・健全娯楽に関する事業のまとめを行う。

4 防犯および災害に関する事業のまとめを行う。

(4). 会計は、本会の会計事務にあたる。

(5) 会計監査は、本会の会計事務を監査し、総会に報告する。

(6) 組長は、会長と班長との調整にあたる。

(7) 副組長は、組長を補佐し、組長事故ある時はこれを代行する。

(8) 班長は班を代表し、組長および会員との連絡調整にあたる。

第 8 条 各会の構成は次のとおりとする。

(1) 理事会は、第 5 条の会長・副会長および理事を以って構成する。

(2) 全体役員会は、会長・副会長・理事・会計および組長・副組長を持って構成する。

(3) 班長会は全体役員会と各班長をもって構成する。

(4) 選考委員会は、会長・副会長・理事・会計・監査及び、会長が指名した者を以って横断する。

第 9 条 役員、理事及び班長の選出は次のとおりとし、総会の承認を得る。

(1) 第 6 条の顧問及び相談役は、理事会の推挙による。

(2) 組長、副組長は、各組の班長及び理事が推薦する。

(3) 理事は、会長・副会長が推薦する。

(4) 会長・副会長は、理事会で選出された選考委員が推薦する。

(5)班長は、各班において選出する。

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第 11 条 本会の会議は、総会、理事会、班長会とし、次のとおり行う。

(1)総会は通常年 1 回とし、会長が招集して決算報告及び提出議案を審議し決定する。必要に応じて臨時総会を招集する。

(2)理事会は会長が招集し、会務を審議決定する。

(3)班長会は総会に次ぐ決定機関とし、必要に応じて会長が招集し、重要事項を審議決定する。

第 12 条 会議の議長は、会長または会長の指名した者がこれにあたる。

第 13 条 会議はすべて、出席者の過半数で議決する。

第 14 条 本会の経費は、会費及び助成金その他の収入でこれに充てる。

第 15 条 本会の会費は、月額 250 円とする。ただし、特別の理由による者に対しては、理事会で協議の上、減額または免除することができる。法人会員については、月額 1,000 円以上とする。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附則(その他の事項)

1. 弔慰金は、成人の場合は、5,000 円とする。

2. 番目 6 丁目会館の運営は、会館運営委員会が行う。

3. 「表彰規程」理事会は、その業績顕著であると認められた会員に対し表彰する。

4. 町会の団体の内、理事会が第 3 条の目的達成のため、必要と認めた場合、代表者を理事に推薦することができる。

5. 本会の会則は、昭和 54 年 4 月 1 日より実施する。(平成 7 年 5 月一部改正)

6. 第 5 条「婦人部長」を「女性部長」に、第 7 条「婦人部」を「女性部」に、第 15 条「月額 150 円」を「月額 250 円」に改正する(平成 12 年 5 月一部改正)。

7. 第 5 条第 5 号及び第 7 条第 6 号の「防災部長」を「防犯防災部長」に改正する(平成 16 年 5 月一部改正)。

8. 第 5 条を「副部長 3 名以内」に改正する(平成 23 年 5 月)。

9. 平成 25 年 5 月 11 日、第 5 条、第 8 条、第 9 条の一部を改正する。①第 5 条、副会長 4 名以内に、②第 8 条(3)選考委員会は、会長が指名する。③第 9 条(3)「第 5 条の第 2 項から第 6 項の理事」、同条(4)「第 5 条第 1 項から 8 項の役員は、理事会で選出された選考委員が推薦する。

10. 第 7 条(11)「組長を補佐し」と改正する(平成 27 年 5 月一部改正))

11. 第 5 条、第 7 条から女性部の項目を削除する改正(令和 3 年 4 月一部改正)

12. 第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条の一部を改正(令和 5 年 5 月 28 日改正)

13. 附則の弔慰金で「成人の場合は」の部分を削除(令和 7 年 5 月 18 日改正)